

## 第4 関東弁護士会連合会の現状と課題

### 1 関東弁護士会連合会（関弁連）の現状

#### (1) 関弁連の組織

関弁連は、弁護士法44条に基づき、東京高等裁判所管内の13の弁護士会をもって組織されている。関弁連に所属する弁護士の数は2016（平成28）年8月1日現在、22,456名（うち17,541名が東京三会）で、日本最大の弁連である。

関弁連には、理事長、副理事長以下、13弁護士会の会長・関弁連推薦の日弁連副会長・東京三会の関弁連担当副会長などの常務理事と、理事がおり、21の委員会（本年度、高齢者、障がい者委員会が創設された）がある。

#### (2) 活動

##### ア 法曹連絡協議会と司法協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で運営の実態把握と適正な改善を図るために、年1回の法曹連絡協議会（関弁連主催）と年3回の司法協議会（東京高等裁判所主催）が開かれている。

##### イ 地区別懇談会

日弁連執行部と管内弁護士会会員との連絡調整をはかるために毎年2回開催している。昨年度1回目の議題は、ホームロイヤー制度、後見人事件、地域司法の充実、法曹人口・養成問題、権利保護保険、法テラスなど34件にのぼった。

昨年度2回目に実施の地区別懇談会では、日弁連と管内弁護士会の登録7年目までの会員による「若手カンファレンス」が開催される（本稿執筆時の予定）。

##### ウ 関弁連定期大会、シンポジウム

毎年秋に開催される関弁連定期大会、シンポジウムは、関弁連最大の行事である。昨年度は9月9日に栃木県日光市鬼怒川温泉にて開催された。毎年シンポジウムのトピックをうけて大会宣言が決議される。今回は、「医療における子どもの権利の保障の確立を求める宣言」が、可決された。また、大会決議は、「特定秘密保護法の廃止を求める決議」と「性的少数者の基本的人権の擁護に関する決議」の2本が可決された。

##### エ 各種委員会活動

委員会には、総務委員会、財務委員会、会報広報委員会のほか、地域司法充実推進委員会、弁護士偏在問題対策委員会、人権擁護委員会、環境保全委員会、外国人の人権救済委員会、民事介入暴力対策委員会、研修委員会、法教育センター、法曹倫理教育に関する委員会等の委員会があり、それぞれ活発に活動している。ここ数年、特に若手の参加者数が伸びている。

##### オ 災害対策

関弁連は、東日本大震災被災者支援を継続している。毎年、被災地での法律相談に弁護士を派遣している。2014（平成26）年度からは東京三会主催の研修会に参加できるように一定の交通費を補助するなどして支援を強化している。

特筆すべきは、関弁連では、「平時における災害対策協議会」に関する検討プロジェクトチームを設置し、管内弁護士会の担当者を集めて災害対策協議会を開催している。平時において準備している震災対策や自治体と防災連携を実践している弁護士会の報告を受け、平時対策をとるべく努めている。平時の災害対策に関する管内弁護士会の連携を構築する趣旨で、2015（平成27）年12月16日に「第1回関弁連災害対策協議会」を、2016（平成28）年6月15日に「第2回関弁連災害対策協議会」をそれぞれ開催した。

#### カ 支部交流会

2005（平成17）年に「小規模支部交流会」が発足した。昨年度は4月に11回目の支部交流会が開催（茨城県神栖）され、立川支部の本庁化、相模原支部の合議制実現、市川の地家裁支部設置などの各運動状況が報告された。

#### キ ブロックサミット

関弁連を含む全国の弁連の意見交換会が行われている。昨年度は6月に、本年度第1回ブロックサミットが東京で開催され、弁連執行部体制・組織と事務局長及び事務局次長への事務手当の支給についてなど8題を協議した。第2回は、2016（平成28）年10月に福井市で開催され、裁判所控え室問題への対応など5題を協議した。

#### (3) 財政赤字

関弁連の財政状況は、2011（平成23）年度以降、各委員会活動の活発化による支出増等により、赤字決算が続き、毎年1億円を超えていた繰越金が大幅に減少して8,000万円台になった。このことを踏まえ、2015（平成27）年4月に財務委員会に対し、「① 赤字財政を解消するための具体的な方策」と、「② 予算における繰越金のあり方」の諮問を發した。同委員会からは、上記①について、通信機器の利用による旅費の削減要請・役員報酬の見直し及び委員会予算の上限設定・会費増額、上記②について、繰越金額は実質予算の3から4割程度が適切であること・多額の繰越金が残る場合には特別会計の「災害対策」に組み入れること、という答申があった。

## 2 関弁連の課題

### (1) 管内弁護士会の関係

関弁連は、東京三会と十国会（神奈川県、埼玉、千葉県、茨城県、栃木県、群馬、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）の組織である。もともと、十国会は持ち回りで研修会を行うなど人的交流も活発で、関係が深かったという歴史的経緯がある。そして現在は、十国会と東京三会は意思疎通の機会が多く、相互の協力体制ができてきている。

これは、関弁連が平成26年度に、関弁連理事長輪番制度の変更、東京三会会長の常務理事への就任などの機構改革を実現したことに由来している。これにより、以後、管内全弁護士会の会長が常務理事として一堂に会し、関弁連の会務の審議・執行に関する管内弁護士会間の連携がより効

果的になされるようになった。関弁連理事長と13弁護士会会長が、昨年5月、連名で「69回目の憲法記念日に寄せる談話」を発表した。これも、機構改革の成果である。今後も、さらなる団結を目指すことが望まれる。

## (2) 日弁連と関弁連との連携強化

この連携強化は、昨年度の重要施策に盛り込まれている。2010（平成22）年度から、関弁連理事長による日弁連理事枠の確保が実現し、これまで以上に日弁連と関弁連の連携強化へ向けての具体的一歩となった。また、関弁連推薦の日弁連副会長である常務理事から日弁連の動向や考え方に関し詳細な報告を受けることが、より一層の連携強化につながっている。日弁連とは、今後とも、地区別懇談会や「若手カンファレンス」などの行事を通じ、さらに連携強化していくべきである。

## (3) 関弁連の理事長選出単位会の決め方

関弁連では、2014（平成26）年度から東京三会と十国会から交互に理事長を選出することになった。他の弁連（東北・中部・近畿・四国・九州）では定期大会開催地から理事長を選出するなどして弁連活動の活性化を図っている。関弁連においても、今後はさらなる選出方法の変更を検討することも考えられる。

## (4) 関弁連管内各弁護士会訪問

例年、正副理事長、常務理事及び地域司法充実推進委員会委員が管内弁護士会を訪問し、重点課題を説明、各弁護士会からも各会の実情・要望を聴取している。地域司法の充実の視点では、地家裁委員会のさらなる充実を図るべく各弁護士会で工夫していく必要があるし、これに向けて関弁連が提言していくべきである。

## (5) 関弁連への参加

既に述べた機構改革は、東京三会が関弁連において活躍する場を増やしたものと理解すべきである。今後、東京三会から理事長・副理事長、理事、各種委員を推薦するために、これまで以上に、その候補と目される会員を早い時期から関弁連活動に参加させて養成していくなどといった中長期的な計画を練るのも一案である。

また、これまで十分とはいえなかった東京三会からの定期大会、各種委員会などへの積極的な参加を促進すべきである。そのためには、「関弁連だより」と「関弁連会報」等の機関誌の充実、ホームページの充実などの広報活動の充実が重要である。

各種委員会では、十国会から数名の熱心な会員が参加して活発な活動している。東京三会の会員、特に法友会の会員も、関弁連のメンバーであるという帰属意識を高め、積極的に委員会に出席していくべきである。法友会においては、責任と自覚を持った会員を委員として送りこみ、法友会の組織をあげて関弁連の活動を積極的に支えていくことが望まれる。

## (6) 事務局体制

関弁連は、有能な事務局長と職員4名で日常業務を支えている。専門家集団であるがゆえに、迅速かつ円滑に高度な事務作業をこなしている。起案能力の高さも卓越している。それでも、少

数ゆえに、残業や土日出勤をせざるを得ない場面もある。事務局の健康管理という面では、勤務時間を減じ、労働過多にならないような方策を検討していかなければならない。

管内弁護士会でも、職員の健康管理は、職員の養成問題とともに大きな問題となっている。関弁連事務局が保有するノウハウを管内弁護士会の新人職員等に教示していく研修の企画設営や、相互援助という視点から管内弁護士会への出向制度を創設することも、今後の課題である。